

もだま通信

No. 11 2009. 4. 1 発行

特定非営利活動法人

成年後見センターもだま

守山市洲本町55番地

蛍の里職員宿舎202号室

TEL・FAX 077 (585) 5839



新年度を迎えるにあたって

うららかな春の陽気の中、入学式や入社式と新たな出発に胸躍る季節となりました。「もだま」の事務所がオープンして早や1年となりましたが、皆様のあたたかいご支援ご協力、励ましや期待のお言葉をいただきお陰をもちまして2年目を迎えることができました。

会員数も昨年の53名から86名と大勢の方にご賛同いただきました。またご相談も多数寄せられ、後見等の申立てに繋がったケースや、引き続き支援を行っているケースなど様々ですが、現在5名(障がい者2名、高齢者3名)の後見等を受任しています。このほか、後見申立て中1名、申立て準備中2名となっています。

課題であります運営基盤(財政支援)については、昨年の夏より県および4市に対しお願いしてきました。昨今の経済低迷のおり大変厳しい中ではありますが、我々の活動に対しご理解をお示しいただき、県および4市それぞれ予算化をしていただくことができました。今年度は5名の後見活動と合わせ、多様なご相談に応じられるよう、そして皆様方のご期待に添えるよう邁進してまいりたいと考えておりますので、変わらぬご支援ご協力をお願いいたします。



シンポジウムを開催しました

平成20年度最後のシンポジウムを去る2月28日に開催しました。今回は、もだま同様に、地域で権利擁護支援活動をされている東近江あんしんネットワークさんとの共催で、初めて湖南圏域外の近江八幡市での開催となりました。

前半は、滋賀短期大学の佐藤伸隆先生に成年後見制度についてご講演いただきました。

後半のシンポジウムでは、シンポジストに近江八幡市高齢・障がい者生活支援センター職員の北川博司様より、近江八幡市の相談状況や後見制度利用の現状について、東近江市社会福祉協議会職員の山下淳子様より、東近江市の地域福祉権利擁護事業の利用状況を、司法書士の嶋川敏之様より、ご自身の後見活動を通して第3者後見人の意義などを、またご家族を代表して瀧雅美様より、家族の想いや願いなどのお話をいただきました。

「親亡き後に生活が一変することなく、地域でそのまま地域全体から認めてもらえるような、ゆとりと優しさの感じられる人間関係の地域であってほしい」と熱い想いを語ってくださった瀧様の願いが現実となるような地域を目指したいと、会場の一団が感じられたことだと思います。



アクティ近江八幡にて

Q&A コーナー

先般開催しましたシンポジウムの参加者からお寄せいただきましたご質問にお応えするコーナーです。今回は、「被後見人の選挙権の制限について」のご質問です。



Q:ある会合で、「成年後見制度を利用したら選挙権がなくなるらしい、憲法違反ではないか?」という話題になりました。軽度知的障害はあっても、政見放送や新聞を見たり、私たちの話を聞いて、「〇〇さんにしたい」「〇〇政党にしたい」などと言うので選挙権は毎回行使しています。本当に選挙権がなくなるのでしょうか?

A:成年後見制度の利用が始まると、弁護士や公務員、会社の役員に就けないなど、いくつかの資格制限（欠格事由）が生じます。被後見人の「選挙権」もその一つです。公職選挙法によって被後見人は選挙権を失います。もっとも、軽度の知的障害者で保佐や補助を利用している人は、選挙権を失うことはありません。

被後見人の選挙権を否定している理由は明らかではありませんが、1)投票すべき候補者を選ぶことができない、2)投票所に行き、候補者名を記入して投票するといった投票行動が非常に困難である、3)本人以外の者による不正な投票行為が行われるおそれがあるなどの理由からではないかと言われています。

しかし、現在の成年後見制度は自己決定やノーマライゼーション理念を尊重してつくられた制度ですから、被後見人の権利制限はより慎重であるべきです。また、選挙権（公民権）は民主主義の最も基本的で重要な権利の一つです。こうしたことから、被後見人の選挙権を制限する規定は早期に見直されるべきだとして、現在、関係団体がアピールや提言を行っています。なによりも、本人や家族が改善に向けた声を挙げ、粘り強く要望することが大切でしょう。



障がい者・高齢者の 消費者被害・詐欺被害の 現状とその予防

日時：平成21年5月17日（日）

14:30～16:00

場所：草津市立まちづくりセンター

講師：土井法律事務所

弁護士 土井 裕明氏

つぶやき

木枯らしの吹く季節も終わり、
吹く風にも春を感じる季節になりました。

私が勤務している施設の利用者の方も散歩に出かける機会が増えました。

現在利用者の方の8割以上の方が成年後見制度を利用されています。その大半の方が親、兄弟が後見人をされています。利用者の方の平均年齢が40代前半になっており後見人をされている親御さんも高齢になり、親亡き後の後見人をどうするかが問題になってきています。そのような声にもこたえられるように今後も努力していくたいと思っています。

もだま運営委員 T.M